入　札　説　明　書

（一　般　競　争　入　札）

物　件　名

令和８年度
白灯油単価契約

福岡県農林業総合試験場

令和８年２月３日

入札説明書項目

・入札説明書　１Ｐ

・入札参加者心得　６Ｐ

・入札仕様書、別紙　７Ｐ

・入札保証金等についての注意事項　９Ｐ

・入札書及び記入例　１０Ｐ

・委任状　１３Ｐ

・入札参加申請書　１４Ｐ

・物品購入証明書(履行証明)　１５Ｐ

・単価契約書（案）　１６Ｐ

・入札までの日程表　２６Ｐ

入札説明書

入札に参加する者は下記事項を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様書について、疑義がある場合は、令和８年３月２日（月）午後４時までに書面（ＦＡＸ可）にて下記５に掲げる者に説明を求めることができる。

入札後、仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

１　公告日　　令和８年２月３日（火）

２　競争入札に付する事項

（１）契約案件名

令和８年度　白灯油単価契約

（２）調達物品及び数量

別添仕様書のとおり

（３）契約期間

契約締結の日から令和９年３月３１日

（４）納入場所

福岡県農林業総合試験場

３　入札参加資格（地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の５第１項の規定に基づき定める入札参加者をいう。以下同じ）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（令和６年４月１６日福岡県告示第２４４号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

４　入札参加条件（地方自治法施行令第１６７条の５の２の規定に基づき定める入札参加資格をいう。）

令和８年２月３日（火）現在において、次の（１）から（６）の条件を全て満たすこと。

（１）３の入札参加資格を有する者のうち、第１希望業種が次の等級に格付けされている者

大分類	中分類	業種名	等級
０８	０１	燃料（石油）	ＡＡ又はＡ

（２）次のいずれかの条件を満たす者

ア　福岡県内に本店を有する事業者であること。

イ　福岡県内に支店又は営業所等を有しかつ中小企業（中小企業基本法第２条に定める中小企業者をいう）であること。

（３）取引希望地区を「全県」または「福岡」で登録している事業者
（４）当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者
（５）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事更生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者
（６）福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成１４年２月２２日１３管達第６６号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という）期間中でない者

５　当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称
福岡県農林業総合試験場　管理部会計課
〒８１８－８５４９　福岡県筑紫野市大字吉木５８７
電話番号　０９２－９２４－２８９８
ＦＡＸ　０９２－９２４－２９８１

６　契約条項を示す場所
５の部局とする。

７　契約書作成の要否
要（別紙様式）

８　入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

９　入札説明会
入札説明会は行わないものとする。

10　入札
（１）提出場所
福岡県農林業総合試験場　管理部会計課
〒８１８－８５４９　福岡県筑紫野市大字吉木５８７
電話番号　０９２－９２４－２８９８
ＦＡＸ　０９２－９２４－２９８１
（２）入札書提出期限
令和８年３月１９日（木）午後５時００分
（３）注意事項
ア　入札に参加する者は入札書（別紙様式）を直接又は郵送（書留郵便に限る。提出期限内必着）により、提出しなければならない。電話、電報、ファクシミリその他の方法による入札は認めない。
イ　入札金額は調達物品の本体価格のほか、輸送費、保険料、関税等、納入までに要する一切の諸経費を含めた額とする。
ウ　落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の１０パーセン

トに相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の１１０分の１００に相当する額を入札書に記載すること。

エ　入札書は、直接に提出する場合は封筒に入れ密封し、かつ、表面に、氏名(法人の場合はその名称又は称号)及び「３月２３日開封＜＜令和８年度白灯油単価契約＞＞入札書在中」と朱書きし、郵便により提出する場合は二重封筒とし入札書を中封筒に入れ密封の上、当該中封筒の表面には直接に提出する場合と同様に氏名等を朱書きし、外封筒の表面には、「３月２３日開封＜＜令和８年度白灯油単価契約＞＞入札書在中」と朱書きしなければならない。

オ　入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

（４）入札者が相連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することができる。

11　入札保証金の納付年月日
令和８年３月１９日（木）午前１０時００分～午後３時００分

12　入札保証金減免資料（保険契約証書、物品購入証明書）提出の締め切り
令和８年３月１９日（木）午後３時００分

13　開札
（１）日時
令和８年３月２３日（月）午前１０時００分
（２）場所
福岡県農林業総合試験場　本館１階会議室
（３）開札に立ち会うことを認められる者
開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。
（４）主な注意事項
・本人確認のため、名刺を御持参ください。
・委任状のない受任者は立ち会いできません。
・落札者がない場合は、地方自治法施行令第１６７条の８第４項の規定により、別に定める日時において再度の入札を行います。ただし、開札の際、入札者のすべてが立ち会っている場合にあって、そのすべての同意が得られればその場で再度の入札を行います。１回目の入札で有効な入札書を提出した者だけが再度の入札に参加できるものとします。
・再度の入札を行っても落札者がない場合は、再度の入札で有効な最低価格の入札書を提出した者と随意契約を行うことがあります。

～入札までの流れ（補足説明）～

○入札説明会は行いません。入札説明書をよくお読みください。

○入札書の提出方法について

・提出方法については、農林業総合試験場に直接持参するか、郵送のどちらかです。その他の方法は認めていません。

・郵送による提出の場合は、書留郵便によるものとし、提出期限日３月１９日（木）午後５時００分までに必着です。その場合は、直接に提出する場合と同様の方法により、通常の封書にした入札書をさらに封書にし（二重封筒）、「３月２３日開封＜令和８年度白灯油単価契約＞入札書在中」と朱書きしてください。

・直接に提出する場合は、封書にして氏名（法人名）及び「３月２３日開封＜令和８年度白灯油単価契約＞入札書在中」と朱書きしてください。

○入札書の日付と入札書の記名について

・**入札書の日付は、提出期限である３月１９日又はそれ以前の日付となります。開札日の３月２３日ではありませんので注意してください。**

・入札書の記名は、本県に登録されている代表者（又は委任を受けて登録してある支店長等）の名前となります。入札書の提出と同時に委任状が提出されているときは、委任された人の名前になります。

○入札等に関する質問及び回答について

質問は、令和８年３月２日（月）午後４時００分までに農林業総合試験場会計課へ必ず書面で行ってください。（ＦＡＸ可）

回答は、令和８年３月４日（水）午前１０時００分までに農林業総合試験場受付に掲示します。

なお、入札方法等に関する一般的な質問は、電話でもかまいません。

○入札参加申請書の提出

入札参加を希望する方は、入札参加申請書（別添様式第１号）を２月１９日（水）午後５時００分までに農林業総合試験場会計課に提出していただきます。提出がない場合は、入札には参加できません。郵送の場合は、書留郵便としてください、

○入札書の書き方について

・記入例を参考にしてください。

・¥マークの横の頭金額、記名がない場合は無効となります。頭金額の訂正も不可です。（数字の書き間違いに注意すること。）金額は税抜きとなります。

○入札保証金について

・現金（小切手の場合は福岡銀行太宰府支店が振り出したものに限る）により納付する場合は、受け入れの準備が必要なため、３月１９日（木）の午前１０時００分～午後３時００分に農林業総合試験場に持参してください。

入札保証金の納付の際に、委任状も持参されれば、代理人の署名又は記名押印で

手続きができます。委任状を持参されない場合は、代表者の署名又は記名押印がないと納付の手続きができませんので、その場合はあらかじめ「保証金等納付書」を農林業総合試験場会計課において入手し、必要事項を記入の上、代表者が署名又は記名押印して持参するようにしてください。

・保証保険契約証書又は、物品購入証明書を提出される場合は、入札保証金が減免されます。その場合には入札書による場合と同様に封書にして、氏名等及び「３月２３日開封＜令和８年度白灯油単価契約＞入札保証保険契約書在中」又は、「３月２３日開封＜令和８年度白灯油単価契約＞物品購入証明書在中」と朱書きして、入札書の提出期限の３月１９日午後３時までに持参又は郵送で提出してください。保証金、保証保険、証明書等の詳細については９ページを参照してください。

・福岡県農林業総合試験場と過去２年間に同種・同規模の契約の実績があり、その証明書により入札保証金の減免手続きをされる場合は、２月２０日（金）午後４時００分までに５の部局に申し出ください。

○予定発注数量について

・仕様書の予定発注数量は、あくまで予定であるため、実際の発注数量は、その数字から増減する場合があります。

入　札　参　加　者　心　得

入札（見積）に当たっては、下記事項に十分留意してください。

1　入札に関する事項を十分理解し、すべてを了知した上で入札すること。
2　上記の入札に関する事項とは、入札説明書、仕様書、契約書案及び見本並びに係員が説明する入札に関する諸事項をいうものであること。
3　上記入札事項について、不明な点、疑問な点、その他理解できない点があった場合は、入札説明書で定める期限までに問い合わせること。
4　開札（入札）中は、一切の発言を認めないので静粛にすること。
5　入札に参加する者は、入札について談合又は何等の協議もしてはならない。
6　県に提出した入札書は、書換えたり、撤回することができないので、誤算や、違算又は、見込み違い等のないように十分注意すること。
7　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に１００分の１０に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。
　また、金額はアラビア数字で記入すること。
8　次の入札書は無効となるものであること。なお、無効入札をした者は、２回目の入札に参加することはできない。
(1)　頭金額の記載がないもの。または、頭金額を訂正したとき。
(2)　法令又は入札に関する条件に違反したとき。
(3)　同一入札者が二以上の入札をしたとき。
(4)　所定の場所及び日時に到着しないとき。
(5)　入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明しないとき。
(6)　入札保証金又はこれに代わる担保の納付が、見積金額の１００分の５に達しないとき。
(7)　金額の重複記載、誤字又は脱字があって、必要事項を確認できないとき。
(8)　入札参加資格のない者、入札参加条件に反した者及び虚偽の申請を行った者が入札したとき。
9　入札は、本人又は代理人によって行われることとなるが、代理人の場合は、委任状を入札前に提出し、その確認を受けた後に入札に参加すること。
10　入札は、第一回で落札者が決定しない場合は、再度の入札を行うことがあること。このとき第二回目の入札に参加する意思のないときは入札書に辞退の旨を記入し係員に提出すること。
11　入札にあたり不正な行為が行われたと認められるに足る事実が判明した場合は、退場を命じること、又は、入札を中止することもあること。
12　入札は、県の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とするが、当該契約の確定は、県が提出した契約書に双方がともに押印したときであること。
13　落札者は、直ちに県の指示に従い契約確定のための事務手続きを進めることについて協力すること。
14　入札書は、県の定める様式によるものとし、あらかじめ用意しておくこと。

仕 様 書

規格品質等は下記および見本のとおりに

つき熟覧のうえ入札(見積)して下さい。

記

請求先	福岡県農林業総合試験場	納入場所	福岡県農林業総合試験場	契約履行期限	令和9年3月31日

	品名	規格	数量	備考
1	白灯油		1 ℓ	予定発注数量 53,000ℓ
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
合 計				

摘要

※1ℓ当たり単価契約　小数第2位以下を切り捨てて小数点第1位までとする。

※納品場所は当場が指定した場所とする。

※予定発注数量はあくまでも予定であり、発注を保証するものではないこと。

白灯油使用量実績	5年度	43,703 ℓ	
	6年度	54,410 ℓ	
	7年度	53,445 ℓ	(8年1・2・3月分は予定量)

※価格改定について(別紙のとおり)。

（別紙）

価格改定について

1　価格改定を1ヶ月毎に行うものとする。

2　経済産業省資源エネルギー庁石油製品給油所小売価格（消費税込）　福岡の週次調査における最新（HP掲載）の価格（以下「資源エネルギー庁最新価格」という。）の変動を改定の基準とする。

3　令和8年3月11日公表時点の資源エネルギー庁最新価格（配達灯油￥／18Lの価格を1L当たり単価に割り戻し、小数点第2位以下を切り捨てた価格）と契約単価を確認のうえ、その差額を令和8年度の契約期間において維持するものとする。

4　毎月の第3月曜日（祝日の場合は翌開庁日）での資源エネルギー庁最新価格を基準とし、差額を維持するよう翌月の価格改定を行う。ただし、令和8年4月の価格については開札時の価格とし、令和9年3月の価格については価格改定を行わず令和9年2月の価格を適用する。

5　価格はその月の納品分に適用する。

6　価格改定に関しては、通知書によるものとする。

※「入札保証金・契約保証金」についての注意事項
（熟読をお願いします。）

・入札書を提出される方は、以下に挙げるいずれかの手段で入札保証金（もしくはそれに代わるもの）を県に提出して頂く必要があります。

① 入札保証金を納める。（金額は入札しようとする単価の**税込金額**の５％以上）この場合、現金等とともに「保証金等納付書」に署名又は記入押印して頂きます。「保証金等納付書」が必要な方は、農林業総合試験場会計課にてお配りします。（例　（例：入札単価が 100.0 円で税込 110.0 円の場合）税込 110.0 円×予定数量 53,000ℓ×5%=291,500 円であることから　291,500 円以上）

入札保証金は指定の納付日に納付されるようお願いします。

② 入札保証保険に入ってその証書を提出する。（金額は入札しようとする金額の**税込金額**の５％以上）保証期間は入札書提出日から入札日を含み２週間程度の期間でお願いします。（例　上記①と同じ）

③ 履行証明を提出する。（様式は入札説明書中の「物品購入証明書」を参照）

これは、「過去２年間の間に、本県もしくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人を含む。）との間に締結した同種・同規模の契約の履行（２件）が完了したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）」を提出することです。

また、同種・同規模とは、入札しようとする金額の税込み金額の、２０％を超える同種の契約実績を２件分ということになります。

（例：入札単価が 100.0 円で税込 110.0 円の場合）
110.0 円×予定数量 53,000ℓ×20%=1,166,000 円であることから、複数契約の合算ではなく１契約１件で 1,166,000 円を超える契約(1,166,001 円以上)を２件履行が完了したことを証明する書面

参考様式は入札説明書の中にあります。契約書の写しでは不可となりますのでご注意ください。(契約書では履行が完了したことを確認できないため。)

※落札後の契約保証金も入札保証金の場合と同様ですが、金額が変わります。

	入札保証金	契約保証金
① 保証金納付	５％	１０％
② 保証保険	５％	１０％
③ 履行証明	２０％	２０％

また、入札保証金を納付された方が物件を落札された場合、入札保証金をそのまま契約保証金の一部に充当することも可能です。

様式第131号その2(第154条、第167条)(物品購入用)
様式第132号その2(第163条、第167条)(　　〃　　)

(表)

入　札　書(見積書)(請書)

¥＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

履行期限	令和９月３月３１日			履行場所	福岡県農林業総合試験場
品　　名	規　　格	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
白灯油		１ℓ当たり			
合　　計					

上記のとおり入札(見積)いたします。
福岡県農林業総合試験場長　殿

令和　　年　　月　　日

住　　所
氏　　名

1　契約内容上記のとおり
2　契約金額　¥＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
　(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額¥＿＿＿＿＿＿＿＿)
3　私の責任において契約を解除されたときは、違約金として契約金額の100分の10の金額を納入します。
　なお、この場合、別途損害賠償の請求をされても異議はありません。
4　私の責任において履行期限までに履行を終わらなかったときは、遅滞損害金として遅延日数に応じ1年につき、未納部分の代金の２．５パーセントの金額を納入します。
5　私は、この契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除されても異議ありません。この場合において、解除により私に損害があっても、福岡県にその損害の賠償を求めません。
　(1)　公正取引委員会が、私に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条の規定に違反する行為(私を構成事業者とする事業者団体の同法第8条第1号の規定に違反する行為を含む。以下「独占禁止法違反」という。)があったとして同法第49条に規定する排除措置命令を行い、かつ、当該排除措置命令が確定したとき。
　(2)　公正取引委員会が、私に独占禁止法違反があったとして同法第62条第1項に規定する課徴金の納付を命じ、かつ、当該納付命令が確定したとき。
　(3)　私又は私の代表者、代理人、使用人その他の従業員が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。
6　私は、前項の規定により福岡県が契約を解除することができるときにおいては、契約を解除するか否かを問わず、契約金額の100分の20に相当する金額を賠償金として福岡県の指定する期間内に福岡県に支払います。契約の履行が完了した後も同様とします。ただし、福岡県が支払う必要がないと認めるときは、この限りではありません。
7　私は、福岡県に生じた実際の損害額が前項に定める金額を超える場合において、福岡県が当該超える金額を併せて請求することについて異議ありません。

（裏）

8　私が次の各号のいずれかに該当する旨、警察本部から福岡県に対し通知があったときは、直ちにこの契約を解除されても異議ありません。この場合において、解除により私に損害があっても、福岡県にその損害の賠償を求めず、かつ、違約金として福岡県に契約金額の100分の10の金額を納入します。

(1)　計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。

(2)　役員等（個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。）となっているとき。

(3)　構成員等であることを知りながら、これを雇用し、又は使用しているとき。

(4)　第1号又は第2号に該当するものであることを知りながら、そのものと下請契約（一次及び二次下請以降全ての下請契約を含む。）又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき（事実を知らずに契約等を締結した場合であっても、当該事実の判明後速やかに、契約の解除など適切な是正措置を行わないときを含む。）。

(5)　自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。

(6)　暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。

(7)　役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。

(8)　役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき（暴力的組織又は構成員等と飲食、遊技等を共にすること、暴力的組織又は構成員等が主催するパーティーその他の会合に出席すること等）。

9　前項第1号又は第2号に該当する事由の有無の確認のため、役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。

福岡県農林業総合試験場長　殿

令和　　年　　月　　日

契約者住所

氏　　名　　印

備考　1　入札（見積）金額は、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記入すること。

2　契約金額は、入札書（見積書）に記載された金額に当該金額の10％に相当する金額を加算した金額（1円未満切捨て）を記入すること。

3　取引に係る消費税及び地方消費税の額は、課税事業者のみ記入することとし、金額は、契約金額に110分の10を乗じて得た額（1円未満切捨て）を内数で記入すること。

4　軽減税率対象品目については、備考1中「110分の100」とあるのは「108分の100」と、備考2中「10％」とあるのは「8％」と、備考3中「110分の10」とあるのは「108分の8」と読み替えるものとする。

5　遅滞損害金に係る「未納部分の代金の　パーセント」には、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を記入すること。

入札書（見積書）（請書）

記入例

No.

税抜き単価を記載

¥100.0－

履行期限	令和　9年　3月　31日		履行場所	福岡県農林業総合試験場	
品名	規格	数量	単価	金額	摘要
白灯油		1ℓ当たり	100.0		
合計				100.0	

税抜き単価を記載
小数点第2位以下を切り捨てて
小数第1位までの数値を記入

委任状が提出されていない場合

税抜き単価を記載

上記のとおり入札（見積）いたします。

入札書提出日→　令和　　年　　月　　日
（開札日ではない）

福岡県農林業総合試験場長　殿

住所　福岡市博多区○○○○○
●●●●●（株）

氏名　代表取締役　△△　△△

1　契約内容、履行期限及び履行場所　上記のとおり

↓これより下は記入しないこと

2　契約金額　¥

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　¥　　円）

3　私の責任において契約を解除されたときは、違約金として契約金額の100分の10の金額を納入します。なお、この場合、別途損害賠償の請求をされても異議はありません。

4　私の責任において、納期の遅延をしたときは遅滞損害金として遅延日数に応じ1年につき、未納部分の代金の2．5パーセントの金額を納入します。

以下省略～

入札書（見積書）（請書）

記入例

No.

税抜き単価を記載

￥100.0－

履行期限	令和　9年　3月　31日		履行場所	福岡県農林業総合試験場	
品名	規格	数量	単価	金額	摘要
白灯油		1ℓ当たり	100.0		
合計				100.0	

税抜き単価を記載
小数点第2位以下を切り捨てて
小数点第1位までの数値を記入

委任状が提出されている場合

税抜き単価を記載

上記のとおり入札（見積）いたします。

入札書提出日→　令和　　年　　月　　日
（開札日ではない）

福岡県農林業総合試験場長　殿

住所　福岡市博多区〇〇〇〇〇

氏名　●●●●●（株）福岡支店

支店長　△△　△△

代理人　××　××

1　契約内容、履行期限及び履行場所　　上記のとおり

↓これより下は記入しないこと

2　契約金額　￥

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　￥　　円）

3　私の責任において契約を解除されたときは、違約金として契約金額の100分の10の金額を納入します。なお、この場合、別途損害賠償の請求をされても異議はありません。

4　私の責任において、納期の遅延をしたときは遅滞損害金として遅延日数に応じ1年につき、未納部分の代金の2．5パーセントの金額を納入します。

以下省略～

委　任　状

令和　　年　　月　　日

福岡県農林業総合試験場長　殿

（委任者）
住　所
会社名
氏　名

下記の者を代理人（入札担当者）と定め、次の事項を委任します。

記

代理人（入札担当者）氏名

（委任事項）
令和８年度　白灯油単価契約に係る以下の事務
１　入札及び見積に関する事務
２　保証金又は保証物の納付並びに還付請求及び領収に関する事務

（様式第１号）

令和　　年　　月　　日

入札参加申請書

福岡県農林業総合試験場長　殿

事業者住所
事業者名

※１

下記入札案件に参加したく申請いたします。

記

入札案件名	令和８年度白灯油単価契約
申請者の登録業種	
申請者の入札参加資格における格付け※２	ＡＡ・Ａ
（入札参加申請締切日において） 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立ての有無	有　　・　　無
（入札参加申請締切日において） 国、都道府県及び市町村より指名停止期間中であるか	期間中である　・　期間中でない
入札保証金の納付又は減免方法	現金・小切手・入札保証保険契約 物品購入証明書・履行証明書 その他（　　）
福岡県内に本店を有するか	有する　・　有しない

※福岡県内に本店を有しない場合は、以下の項目を記入すること。

福岡県内に支店又は営業所等を有するか	有する　・　有しない
中小企業基本法第二条各号における 営業の種類	卸売業・サービス業・小売業・その他 （いずれかひとつに〇をすること）
申請者の資本金額または出資の総額　※３ （個人事業主は記入不要）	
申請者の常時使用する従業員の数（本店及び全ての支店等の合計数）	人

※１　競争入札参加資格申請時に、県外に本店があり、代表者が代理人（支店長・営業所長等）に委任している場合は、代理人名・住所となります。

※２　入札参加資格決定通知書に記載しています。

※３　増資又は減資により、競争入札参加資格申請時に申請した資本金額と異なる場合は、３ヶ月以内に発行された登記事項証明書の原本又は写しを添付してください。

担当者

氏　名	電話番号	ＦＡＸ番号 (入札参加確認通知書送付先)

（参考様式）

物品購入証明書

契約年月日 納　期　限	納入年月日	品　　名	規　　格	数　　量	金額（円）	備考

納 入 者 住 所

商号及び営業所

代　表　者　名

上記契約内容のとおり誠実に履行されたことを証明します。

令和　　年　　月　　日

証明者名　　印

石油製品（白灯油）単価契約書（案）

石油製品（白灯油）の売買に関し、福岡県農林業総合試験場長（以下「発注者」という。）と○○○○（以下「受注者」という。）との間に下記のとおり単価契約を締結する。

（売　買）

第１条　受注者は、別表に掲げる物品（以下「物品」という。）を同表記載の規格、単価等で発注者に売渡し、発注者はこれを買い受ける。

（契約保証金等）

第２条　契約保証金、契約履行の場所、履行期限等は次の各号のとおりとする。

(1) 契約保証金　福岡県財務規則第１７０条各号により減免できる場合のほかこれを徴する。

※契約締結する契約書には金額又は「福岡県財務規則第１７０条第○号により免除する。」等を記載

(2) 契約履行の場所　別紙仕様書のとおり

※「仕様書」がない場合、「発注者の指定する場所」も可。

(3) 履行期限　発注者の指定する日

（契約期限）

第３条　この契約の有効期間は令和８年４月　日から令和９年３月３１日までとする。

（検　査）

第４条　受注者が物品を納入するときは、あらかじめその旨を発注者に通知しなければならない。

２　発注者は、受注者が物品を納入するときは、受注者の立会いのもとに検査を行う。

（代金の支払）

第５条　受注者は、前条第２項の検査に合格したときは、請求書により売買代金の支払いを発注者に請求する。

２　発注者は、前項の請求があったときは、その日から３０日以内に受注者に支払わなければならない。

（価格改定）

第５条の２　この契約期間中における価格変更については別紙価格改定通知書のとおりとする。

（請求方法）

第６条　受注者が第５条により請求を行うときは、月締めで１か月ごとに請求書を作成し発注者に請求しなければならない。

２　受注者の作成する請求書は、物品ごとの納入合計数量に別表記載の単価を乗じて得た金額を端数処理し、その端数処理した物品ごとの金額の総価を請求金額とする。

（契約不適合責任）

第７条　納入した物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、発注者は受注者に対し、物品の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

２　前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

３　第１項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
(3) 物品の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
(4) 前三号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(納期の延期)

第８条　発注者は、受注者の申請により、天災地変その他受注者の責めに帰すべき事由によらないで履行期限までに履行できないと認めたときは、納期の延期をすることができる。

(契約の変更)

第９条　この契約締結後において、市場価格に著しい変動があった場合は、発注者受注者協議の上、契約単価の変更を行うことができるものとする。

(発注者の催告による解除権)

第10条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。また、解除により受注者に損害があっても、発注者はその賠償の責めを負わない。

(1) 履行期限までに債務の履行を終わらないとき。
(2) 正当な理由なく、第７条第１項の履行の追完がなされないとき。
(3) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第11条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその賠償の責めを負わない。

(1) 債務の履行を終わらせることができないことが明らかであるとき。
(2) 受注者がこの契約の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
(3) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
(4) 物品の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
(5) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
(6) 第１３条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
(7) 受注者が発注者との信頼関係を破壊する行為を行ったと認められるとき。

2　発注者は、この契約に関して受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約の解除をすることができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその賠償の責めを負わない。

(1)　公正取引委員会が、受注者に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和２２年法律第５４号)第３条の規定に違反する行為(受注者を構成事業者とする事業者団体の同法第８条第１号の規定に違反する行為を含む。以下「独占禁止法違反」という。)があったとして同法第４９条に規定する排除措置命令を行い、かつ、当該排除措置命令が確定したと

き。

(2) 公正取引委員会が、受注者に独占禁止法違反があったとして同法第６２条第1項に規定する課徴金の納付を命じ、かつ、当該納付命令が確定したとき。

(3) 受注者又は受注者の代表者、代理人、使用人その他の従業員が刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６又は同法第１９８条の規定による刑が確定したとき。

3 発注者は、警察本部からの通知に基づき、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下本項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその賠償の責めを負わない。

(1) 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。

(2) 役員等（個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。）となっているとき。

(3) 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。

(4) 第１号又は第２号に該当するものであることを知りながら、そのものと下請契約（一次及び二次下請以降全ての下請契約を含む。）又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。

(5) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。

(6) 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。

(7) 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。

(8) 役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第12条 前二条各号に掲げる事項が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前二条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の催告による解除権）

第13条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第14条 前条に定める事項が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前条の規定による契約の解除をすることができない。

（発注者の損害賠償請求等）

第15条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(1) 履行期限までに債務の履行を終わらせることができないとき。

(2) 第７条第１項に規定する契約不適合があるとき。

(3) 前二号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、受注者は、別表記載の単価に、本契約において発注

者が示した予定発注数量を乗じた額の１００分の１０に相当する金額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この違約金の徴収は、受注者に対する発注者の損害賠償の請求を妨げない。

(1) 第１０条又は第１１条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

(3) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成１６年法律第７５号)の規定により選任された破産管財人がこの契約を解除したとき。

(4) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成１４年法律第１５４号)の規定により選任された管財人がこの契約を解除したとき。

(5) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成１１年法律第２２５号)の規定により選任された再生債務者等がこの契約を解除したとき。

３　前二項各号に規定する債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第１項及び第２項(第３号から第５号までを除く。)の規定は適用しない。

４　第１項第１号の場合においては、発注者は、受注者がその責めに帰するべき事由によって履行期限までに履行を終わらなかったときは、遅滞損害金を徴収する。

５　前項の遅滞損害金の額は、履行期限の翌日から起算し、物品の完納までの期間に応じ、１年につき未納部分の代金の２．５パーセントに相当する金額とする。

６　第２項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができ、また、発注者は受注者に対する契約金その他の債務があるときは、相殺することができる。

（賠償の予定）

第16条　前条の規定にかかわらず、受注者は、第11条第２項の規定により発注者が契約を解除することができるときにおいては、契約を解除するか否かを問わず、別表記載の単価に、本契約において発注者が示した予定発注数量を乗じた額の１００分の２０に相当する金額を賠償金として発注者の指定する期間内に発注者に支払わなければならない。契約の履行が完了した後も同様とする。

ただし、発注者が支払う必要がないと認めるときは、この限りでない。

２　前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に定める金額を超える場合において、発注者が当該超える金額を併せて請求することを妨げるものではない。

（受注者の損害賠償請求等）

第17条　受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、その請求の根拠となる債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第１３条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

２　第５条第２項の規定による売買代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年２．５パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

（契約不適合責任期間）

第18条　受注者が、種類又は品質に関して契約の内容に適合しない物品を発注者に引き渡した場

合において、発注者がその不適合を知った日から１年以内にその旨を受注者に通知しないときは、発注者は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、受注者が引渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

（補　則）

第19条　前各条に定めるもののほか、この契約の履行について必要な事項は、民法（明治２９年法律第８９号）、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和２４年法律第２５６号）その他日本国の法令及び福岡県財務規則（昭和３９年福岡県規則第２３号）の定めるところによる。

（協　議）

第20条　この契約に定めるもののほか、疑義を生じたとき、又は必要な事項については、発注者と受注者が協議して定める。

この契約の証として、本書２通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自１通を保有する。

令和８年４月　日

発注者　　福岡県筑紫野市大字吉木５８７

福岡県農林業総合試験場長　　○○　○○

受注者　　住　所

氏　名

別表

番号	品　名	規　格	単位	契約単価（税込）	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
	白灯油		1ℓ	円	円

（別紙）

価格改定通知書

福岡県農林業総合試験場（以下「発注者」という。）と　　（以下「受注者」という。）との間に取り交わした石油製品（白灯油）単価契約書（令和８年４月　日付）の第５条の２により下記のとおり価格改定を行い通知するものとする。

記

1　価格改定を１ヶ月毎に行うものとする。

2　経済産業省資源エネルギー庁石油製品給油所小売価格（消費税込）福岡の週次調査における最新（HP 掲載）の価格（以下「資源エネルギー庁最新価格」という。）の変動を改定の基準とする。

3　令和８年３月１１日公表時点の資源エネルギー庁最新価格（配達灯油￥／１８Ｌの価格を１Ｌ当たり単価に割り戻し、小数点第２位以下を切り捨てた価格）と契約単価を確認のうえ、その差額を令和８年度の契約期間において維持するものとする。

4　毎月の第３月曜日（祝日の場合は翌開庁日）での資源エネルギー庁最新価格を基準とし、差額を維持するよう翌月の価格改定を行う。ただし令和８年４月の価格については開札時の価格とし、令和９年３月の価格については価格改定を行わず令和９年２月の価格を適用する。

5　価格はその月の納品分に適用する。

契約単価	資源エネルギー庁価格（開札時点）	差額
円	円	円

誓　約　書

令和　　年　　月　　日

福岡県知事　殿

住　　所
氏名又は名称
及び代表者名
（記名押印又は署名）

私は、福岡県が福岡県暴力団排除条例に基づき、公共工事その他の県の事務又は事業により暴力団を利することとならないように、暴力団員はもとより、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を入札、契約から排除していることを認識したうえで、裏面の記載事項について説明を受け、これを了解し、下記事項について、誓約いたします。

なお、これらの事項に反する場合、契約の解除等、貴県が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

記

1　石油製品（白灯油）単価契約書第１１条第３項（以下「暴力団排除条項」という。）各号のいずれにも該当しません。

2　暴力団排除条項第１号又は第２号に該当する事由の有無の確認のため、役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。

※　上記１の暴力団排除条項各号の解釈については、裏面にてご確認下さい。

暴力団排除条項各号の解釈について

(1) 暴力団排除条項第３号及び第４号関係

構成員等である事実を知らずに、構成員等を雇用している場合又は暴力的組織若しくは構成員等である等の事実を知らずに、その者と下請契約若しくは資材、原材料の購入契約等を締結した場合であっても、当該事実の判明後速やかに、解雇に係る手続や契約の解除など適切な是正措置を行わないときは、当該事実を知りながら行っているものとみなす。

(2) 暴力団排除条項第８号関係

「密接な交際」とは、例えば友人又は知人として、会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にするなどの交遊をしていることである。

「社会的に非難される関係」とは、例えば構成員等を自らが主催するパーティその他の会合に招待するような関係又は構成員等が主催するパーティその他の会合に出席するような関係である。

＜石油製品（白灯油）単価契約書抜粋（暴力団排除条項）＞

第１１条

１～２　略

３　発注者は、警察本部からの通知に基づき、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下本項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその賠償の責めを負わない。

(1)　計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。

(2)　役員等（個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。）となっているとき。

(3)　構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。

(4)　第１号又は第２号に該当するものであることを知りながら、そのものと下請契約（一次及び二次下請以降全ての下請契約を含む。）又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。

(5)　自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。

(6)　暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。

(7)　役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。

(8)　役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。

第１５条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(1)～(3)　略

２　次の各号のいずれかに該当するときは、受注者は、別記記載の単価に、本契約において発注者が示した予定発注数量を乗じた額の１００分の１０に相当する金額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この違約金の徴収は、受注者に対する発注者の損害賠償の請求を妨げない。

(1)　第10条又は第11条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2)～(5)　略

３～５　略

６　第２項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができ、また、発注者は受注者に対する契約金その他の債務があるときは、相殺することができる。

課税
事業者届出書
免税

令和　　年　　月　　日

福岡県農林業総合試験場長　殿

住　　所

氏　　名

下記の期間については、消費税法の　課税事業者／免税事業者　（同法第９条第１項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者でない。／を免除されている。）である（となる予定である）ので、その旨届け出ます。

記

課税期間　令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日

一般競争入札日程表			
			令和8年度　白灯油単価契約 納入場所：福岡県農林業総合試験場
2月	1	日	
	2	月	
	3	火	入札公告、入札説明書の配布開始
	4	水	
	5	木	
	6	金	
	7	土	
	8	日	
	9	月	
	10	火	
	11	水	
	12	木	
	13	金	
	14	土	
	15	日	
	16	月	
	17	火	
	18	水	
	19	木	入札説明書配布終了、入札参加申請書受付締切
	20	金	入札保証金減免手続申出（当場実績分）　～午後4:00
	21	土	
	22	日	
	23	月	
	24	火	
	25	水	
	26	木	
	27	金	
	28	土	
3月	1	日	
	2	月	質問受付締切　～午後4:00
	3	火	
	4	水	質問回答の掲示
	5	木	
	6	金	
	7	土	
	8	日	
	9	月	
	10	火	
	11	水	
	12	木	
	13	金	
	14	土	
	15	日	
	16	月	
	17	火	
	18	水	
	19	木	入札書提出期限～午後5:00 入札保証金の納付日　午前10:00～午後3:00 入札保証金免除資料の提出締切　午後3:00
	20	金	
	21	土	
	22	日	
	23	月	開札(本館1階会議室)　午前10:00～
	24	火	
	25	水	
	26	木	
	27	金	
	28	土	
	29	日	
	30	月	
	31	火	
4月	1	水	